

## 第2 火気設備等の中間検査及び使用検査要領

### 1 火気設備等

火気設備等に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、次によること。

(1) 不燃区画

不燃区画に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記3の防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領(火気設備等編)の部位欄の不燃区画欄によること。

(2) 火気使用室の構造等

火気使用室に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記3の防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領(火気設備等編)の部位欄の火気使用室欄によること。

(3) 火気設備の位置

火気設備に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記3の防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領(火気設備等編)の部位欄の火気設備の欄によること。

(4) 設備種別ごとの検査項目

設備種別ごとの防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記3の防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領(火気設備等編)の部位欄の設備種別ごとの検査項目欄によること。

(5) 設備の設置状況

設備の設置状況に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記3の防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領(火気設備等編)の部位欄の設備の設置状況欄によること。

(6) 器具の設置状況

器具の設置状況に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記3の防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領(火気設備等編)の部位欄の器具の設置状況欄によること。

### 2 電気設備等

電気設備等(変電設備、急速充電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備、舞台装置等の電気設備及び避雷設備)に関する防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領は、別記4の防火対象物の中間検査及び使用検査時の検査項目及び検査要領(電気設備編)によること。

別記3

防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（火気設備等編）

法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	合否の判定基準	
部位	火災予防条例 条則・告示等 (主要なもの)					
不燃区画	3条① 十二の二	多量の火気を使用する炉等の不燃区画室の構造  審査・検査基準	区画構造部	目視・聴取・設置届出書等により確認する。	不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）で区画されていることを確認する。	
			開口部	目視・聴取等により確認する。	窓及び出入口等に常時閉鎖式か感知器連動により閉鎖する防火戸（防火設備に限る。）が設置されていることを確認する。	
			配管貫通部	目視・聴取等により確認する。	a 換気設備の風道が貫通し、給換気口等を通じて火煙が流出入するおそれがある場合は風道（煙突を除く。）の区間貫通部分に防火ダンパーが設置されていることを確認する。 b 換気設備の風道が貫通するのみの場合は風道が不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造られていることを確認する。 c 給配水管及び電気配管等が貫通する場合は、当該配管部分と区画の隙間を不燃材料で塞いでいることを確認する。	
	条則3条の3②	不燃区画室としないことが出来る火災予防上有効な措置	不燃区画室としないことが出来る火災予防上有効な措置	目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	a 炉等の周囲にあつては5m以上、上方にあつては10m以上の空間を保有すること。 b 屋外又は主要構造部分を不燃材料とした建築物の屋上に設置する炉の周囲にあつては3m以上、上方にあつては5m以上（開口部のない不燃材料の外壁等に面する場合を除く。）を保有すること。 c 炉を設置する部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。	
火気使用室の構造等	3条① 三	条則3条の2	火気使用室の構造等	換気設備	目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	a 燃焼空気取入口の必要面積が一定の数値以上確保されているか届出書類等と照合して確認する（200cm <sup>2</sup> 以上とする。）。 b 燃焼空気取入口が床面近くに設置されているとともに、流れ込んだ空気が直接燃焼室に吹きこまないことを確認する。 c 排気口が有効な換気を行うために天井近くに設けられ、かつ屋外に通じていることを確認する。 d 強制換気設備の電源が入り、作動することを確認する。 ※ 建基法第28条及び建基政令第20条の3の基準に適合している場合は条例の基準に適合しているものとして取り扱う。
	3条① 一		火気設備周りの壁の構造	目視・聴取等により確認する。	室温35℃で火気設備を使用した場合、火気設備に面する特定不燃材料以外の材料の火気設備側温度が100℃を超えないように、遮熱性能を有する特定不燃材料で火気周りの壁が仕上げをされているか確認する。	
	3条① 五		条則3条①	床の構造	目視・聴取等により確認する。	屋内に設ける場合では、土間又は金属以外の特定不燃材料で造った床土又は台上に設置されているか確認すること。ただし、金属で造った床土又は台上に設ける場合において底面の通気を図る等、直接熱が伝わらない措置を講じる場合はこの限りではない。 ※ 床の規制範囲は条則第3条第1項で示された離隔距離内である。

法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	合否の判定基準	
部位	火災予防条例 条則・告示等 (主要なもの)					
火器設備の位置	3条① 一の二	火気設備の位置	階段・避難口からの距離	目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	階段、最終避難口及び非常用エレベーターのホールの防火戸、バルコニー形式の特別避難階段のバルコニーに面する部分から水平距離5m以内の部分及び避難に使用する廊下・通路等に面する部分に設置されていないことを確認すること。ただし、(1)個人の住居及び共同住宅等の住居内に設置する場合、(2)不燃区画室に設ける場合、(3)一定条件を満たすように設置された電気を熱源とする簡易湯沸設備を設置する場合はこれによらないことができる。	
	3条① の二		可燃物の落下又は接触	目視・聴取等により確認する。	周囲に落下又は接触するおそれがある可燃物がないことを確認する。	
	3条① 三の三		設備の隠ぺい	目視・聴取等により確認する。	天井裏、床裏等の隠ぺい場所に設置されていないことを確認する。	
設備別の検査項目		設備種類ごとの検査項目				
	3条① 十一	炉等の附属設備	熱風炉の風道に設ける防火ダンパー	目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	風道の炉に近接する部分(設備本体から2m以内の範囲で、できる限り設備本体に近い部分)に防火ダンパーが設置されているか確認する。	
			風道の被覆	目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃性の部品等から火災予防上安全な離隔距離が確保されているか確認する。また風道を被覆する場合は、ロックウール保温材、グラスウール保温材(JIS A 9504)若しくはけい酸カルシウム保温材(JIS A 9510)に適合する特定不燃材料又はこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する特定不燃材料とし、その厚さは50mm(温風暖房機に付属する風道にあつては20mm)以上とすること。	
	3条① 十三 3条① 十四		タンク等の燃料容器・配管	目視・聴取等により確認する。	漏れや変形等がないか、地震動等による転倒防止措置が講じられているか確認する。	
	3条① 十四		パイプシャフト	目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	燃料配管及び計量器等が電線、電気開閉器その他の電気設備を施してあるパイプシャフト内又はピット内その他漏れた燃料が滞留するおそれのある隠ぺい場所に設けられていないか確認する。 ※ ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置が図られている場合は除く。また、パイプシャフトが開放廊下等直接外気に面していてその上部及び下部に有効な換気口(パイプシャフト正面の5%以上、かつ、500㎤以上)が設けられており、パイプシャフトを構成する床が各階で耐火構造で水平区画され、かつ、各住居等とは耐火構造の壁で区画されている場合は、隠ぺい場所以外として扱える。	
	3条の 2①一		厨房設備	調理油過熱防止装置	目視・聴取・設置届出書等により確認する。	揚げ物調理をする厨房設備では調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止する装置等が設けられていることを確認する。
		審査・検査基準	特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等	目視・聴取・設置届出書等により確認する。	特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等については、第3章第2節第2「厨房設備」の「別記資料3 特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等の設置基準(共同住宅等用)の運用について」の基準に適合していることを確認する。	
3条の 2①二		天蓋及び排気ダクトの構造	目視・聴取等により確認する。	a 耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の特定不燃材料で造られているか確認する。 b 排気ダクト内の清掃が可能な構造か確認する。 c 特定不燃材料以外の電気配線や活性炭等が天蓋の内側及び排気ダクト内に設けられていないか確認する。ただし、紫外線照射装置については、第3章第2節第2「厨房設備」の「別記資料6 天蓋内に設置される紫外線照射装置の取扱いについて」の基準に適合していることを確認する。		

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	合否の判定基準
	火災予防条例	条則・告示等 (主要なもの)				
設備種別ごとの検査項目	3条の2①二		厨房設備	排気ダクト等の排気取入口	目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	排気ダクトの排気取入口が、こんろ等の火源から規則で定める火災予防条安全な距離を保っているか確認する。
				排気ダクト等の接続	目視・聴取等により確認する。	排気ダクト等の接続はフランジ接続の溶接等とし気密性があるか確認する。
		排気ダクト等の可燃物からの距離		目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	排気ダクト等が可燃性の部分から10cm以上の距離を保っているか確認する。ただし、金属以外の特定不燃材料で隙間なく有効に被覆した部分については10cm未満とすることができる。	
		排気		目視・聴取等により確認する。	排気ダクトが直接屋外に通じ、排気を十分に行える能力を有し、他の用途のダクトと接続されていない(「厨房設備に付属する排気ダクトに直結する湯沸器」として評定された半密閉式給湯湯沸設備を除く。)ことを確認する。また排気ダクトのうち下方排気方式のものにあつては階ごとに専用のものとなっていることを確認する。	
		レンジフードファン グリスフィルター		目視・聴取等により確認する。 目視・聴取等により確認する。	金属で出来ており、正常に作動するか確認する。  グリスフィルターは容易に取り外して清掃を行うことができ、その材質は金属製であること。	
	3条の2①三	審査・検査基準		火災伝送防止装置	目視・聴取・設置届出書等により確認する。	<p>排気ダクトの排気取入口には火災伝送防止装置として自動消火装置又は防火ダンパーが設けられていることを確認する。ただし(1)特定防火対象物の地階部分に設ける厨房設備又は(2)高さ31mを超える建築物に設ける厨房設備で、同一厨房室内の入力合計が350kW以上のものについては火災伝送防止装置として自動消火装置を設けること。</p> <p>火災伝送防止装置として、防火ダンパーを設ける場合は次によること。</p> <p>a グリス除去装置に近接する部分の排気ダクトに堅固に設けているとともに、天井・壁等に保守点検が行える点検口(概ね450mm×450mm)及び排気ダクトに防火ダンパーの開閉、作動状態の確認及び点検、清掃(以下「確認等」という。)に必要な検査口(容易に保守点検及び確認等ができる構造のものを除く)が設けられているか確認する。</p> <p>b 温度センサーの作動温度設定値が、概ね120℃から180℃の範囲であることを確認する。</p> <p>c 温度ヒューズを使用している場合は、「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2563号)第2、2、ハ、(一)に規定する試験に合格したものであることを確認する。</p> <p>d 温度センサーの取り換えは容易に行えることを確認する。</p> <p>e 作動時に自動で排気ファンが止まることを確認する。ただし、当該設備から歩行距離5m以内にファン停止スイッチを設け、かつ、その旨表示されている場合はこの限りでない。</p> <p>※ 火災伝送防止装置として自動消火装置を設置した場合、原則として火災伝送防止装置としての防火ダンパーは併設しないこと。</p> <p>※ 自動消火装置のその他の技術基準に関しては、第4章第2節第24「フード等用簡易自動消火装置」に適合することを確認すること。</p>

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	合否の判定基準
	火災予防条例	条則・告示等 (主要なもの)				
設備種別ごとの検査項目	3条の2 ①三	審査・検査基準	厨房設備	下方排気方式のガス焼肉等用機器	目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	下方排気方式のガス焼肉等用機器については、第3章第2節第2「厨房設備」の「別記資料2 下方排気方式によるガス焼肉等用機器（業務用）の設置に関わる技術基準の運用」の基準に適合していることを確認する。
	3条の2 ①四・五			維持・管理	目視・聴取等により確認する。	a 天蓋、排気ダクト内、グリス除去装置、火炎伝送防止装置は定期的に清掃するよう指導する。 b 風量調整ダンパー等により、むやみに風量及び風速を下げないよう指導する。 c 天井・壁等に設けた点検口から排気ダクト及び排気ダクトの点検口等へのアクセス経路及び点検口の周囲に点検・清掃に必要なスペースが確保されているか、また障害物が存置されていないかを確認する。
	4条①		ボイラーの附属設備	蒸気管の貫通部	目視・聴取等により確認する。	蒸気管の可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分がけいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆されていることを確認する。
				安全弁	目視・聴取等により確認する。	蒸気等の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置が付いていることを確認する。
	5条①		ストーブ（固体燃料使用）	構造等	目視・聴取等により確認する。	ストーブで固体燃料を使用するものは、特定不燃材料で造られており、又は覆われ、かつ、底面通気性を持たせた置台の上に設けられているとともに、特定不燃材料で造られたたき殻受けが付設されていることを確認する。
	6条①		壁付暖炉	構造	目視・聴取等により確認する。	厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とし、かつ、隠ぺいされた部分の周囲に点検できる間隔があることを確認する。
		審査・検査基準		ダンパー	目視・聴取及びスケールによる採寸等により確認する。	煙突の火源直近側に降灰防止等のための手動式ダンパーが設置されていないことを確認する（閉鎖して使用すると火災発生のおそれがあるため。）。
	7条①一		乾燥設備	構造	目視・聴取等により確認する。	乾燥物品が直接熱源と接触しないことを確認する。
	7条①二			非常警報装置・自動停止装置	目視・聴取等により確認する。	乾燥物収容室の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備には、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
	7条の2 ①一		サウナ設備	設置位置	目視・聴取等により確認する。	避難上支障がなく、かつ火災予防上安全に区画された位置に設けられていることを確認する。
	7条の2 ①二			電気配線等	目視・聴取等により確認する。	電気配線等は耐熱性及び耐乾性を有することを確認する。
	7条の2 ①三			附属装置	目視・聴取等により確認する。	設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置が設けられていることを確認する。
	7条の2 ②			標識	目視・聴取等により確認する。	サウナ設備を設ける室の出入口等の見やすい位置に規則で定める標識が掲示されていることを確認する。
		審査・検査基準		その他基準	その他	その他のサウナ設備の基準に関しては、第3章第2節第9「サウナ設備」の基準に適合していることを確認する。
	11条①五		燃料電池発電設備	標識	目視・聴取等により確認する。	見やすい箇所に燃料電池発電設備である旨を表示した標識が付いていることを確認する。
11条①七		相互距離基準				
		保有距離	目視・聴取及びスケールによる採寸等により確認する。	機器、配線及び配電盤等が、それぞれ相互に防火上有効な余裕を保持していることを確認する。		

法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	可否の判定基準
部位	火災予防条例 条則・告示等 (主要なもの)				
			固定等	目視・聴取等により確認する。	設備が堅固に床、壁、支柱等に固定されているか確認する。
	11条①八		定格電流	目視・聴取等により確認する。	定格電流の範囲内で使用するよう指導する。
	11条①九	燃料電池発電設備	点検試験結果記録	目視・聴取等により確認する。	必要に応じ、熟練者に設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ保存するように指導する。 ※ 出力 10kW未満のものであって、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は換気装置（外箱に機械式換気装置を設けた場合に限る。）に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものは除く。
	11条②		建築物からの距離	目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	屋外に設ける燃料電池発電設備（出力 10kW未満で条例第8条の3第4項に該当するものは除く）が建築物から3m以上の距離を保っていることを確認する。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。
	9条①一	ふろがま	構造	目視・聴取等により確認する。	すす等の付着による目詰まりのしにくい構造であることを確認する。
	9条①二		空だき防止装置	目視・聴取等により確認する。	液体燃料又は気体燃料を使用するふろがまには自動的に燃焼を停止できる空だき防止装置が設けられていることを確認する。
	3条①六	本体の構造	本体の構造	目視・聴取等により確認する。	設備本体に破損、亀裂、燃料漏れ等がなく、地震動等でき裂し、又は破損しない構造となっているか確認するとともに、地震動等により容易に転倒しないように固定されているか確認する。
設備の設置状況	3条①一 告示1号 審査・検査基準	離隔距離			
		条例別表適用火気設備	防火性能評定等適合設備	目視・聴取等により確認する。	特定不燃材料以外の材料により仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物の部分及び可燃物から当該設備までの距離が条例別表第3、別表第4に定める離隔距離を確保できているか確認する。
		消防庁告示第1号を適用する設備	当庁設置基準適合設備 個別に特例適用する設備	目視・聴取・スケール等による採寸・提出された試験結果等により確認する	防火性能評定等で定める離隔距離が確保できているか確認する。又は、試験データによる離隔距離が確保できているか確認する。 ※ 防火性能評定品にはその旨を示すラベルが貼付されており、離隔距離もそのラベルで確認できる。
	22条の2	条例第22条の2を適用する設備		目視・聴取等により確認する。	当庁で個別判断して定めた設置基準に基づいた離隔距離を確保できているか確認する。設備ごとで個別に判断された基準・条件を満たしているか確認する。
	3条①十四	安全装置		目視・聴取等により確認する。	各設備に応じた安全装置の有無を確認する。また、破損等がないこと、正常に機能することを確認する。
	3条②	条則3条の5	耐震安全装置		目視・聴取等により確認する。
	3条①	条則2条の2	点検及び整備に必要な空間	目視・聴取等により確認する。	設備本体に設けられている安全装置、燃焼装置、燃料配管、排気筒等の点検及び整備を要する部分から60cm以上の空間が確保されているか、消防総監又は消防署長が必要と認める空間が確保されていることを確認する。
	3条③	維持・管理		目視・聴取等により確認する。	a 破損又は故障したものを使用しないよう指導する。 b 本来の使用目的以外で使用しないよう指導する。 c 周囲を整理・整頓するように指導する。 d 定期的に熟練者により点検・整備が実施されるよう指導する。 e 設備の特性に応じた安全管理体制を確立するよう指導する。



法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	合否の判定基準
部位	火災予防条例 条則・告示等 (主要なもの)				
器具の設置状況	18条①六		本体の構造		目視・聴取等により確認する。 器具本体に破損、亀裂、燃料漏れ等がないか確認する。
	18条①一	告示1号 審査・検査基準	離隔距離		
			条例別表適用火気器具		目視・聴取等により確認する。 特定不燃材料以外の材料により仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物の部分及び可燃物から当該設備までの距離が条例別表第4、別表第5に定める離隔距離を確保できているか確認する。
			消防庁告示第1号を適用する器具	防火性能評定等適合器具	目視・聴取・スケール等による採寸・提出された試験結果等により確認する。 防火性能評定等で定める離隔距離が確保できているか確認する。又は、試験データによる離隔距離が確保できているか確認する。 ※ 防火性能評定品にはその旨を示すラベルが貼付されており、離隔距離もそのラベルで確認できる。
	22条の2		条例第22条の2を適用する器具	個別に特例適用する器具	目視・聴取・スケール等による採寸・提出された試験結果等により確認する。 器具ごとで個別に判断された基準・条件を満たしているか確認する。
	18条①二 18条①三 18条①五		設置場所		目視・聴取等により確認する。 a 地震等により可燃物が落下するおそれのない場所で使用しているか確認する。 b 地震等により容易に転倒しない場所で使用しているか確認する。 c 避難障害とならない場所で使用しているか確認する。
	18条①十		燃料配管		目視・聴取等により確認する。 a 燃料配管に漏洩・変形等がないか確認する。 b 可燃性ホースについては器具との接続部分がホースバンド等で締め付けられ、適正な長さにされるとともに屋外で使用されていないか確認する。
	18条②		対震安全装置		目視・聴取等により確認する。 液体燃料を使用する移動式ストーブ及び移動式コンロに対震安全装置が設置されているか確認する。
18条①六 18条①七 18条①八 18条①十二		維持・管理		目視・聴取等により確認する。 a 破損又は故障したものを使用しないよう指導する。 b 本来の使用目的以外で使用しないよう指導する。 c 周囲を整理・整頓するように指導する。 d 定期的に熟練者により点検・整備が実施されるよう指導する。	

## 凡例

告示1号・・・・・・対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年3月消防庁告示第1号）  
審査・検査基準・予防事務審査・検査基準

別記 4

防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（電気設備等編）

法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	合否の判定基準																				
部位	火災予防条例 条則・告示等 (主要なもの)																								
変電設備	11条①三	設置場所等	設置場所	目視により確認する。	次のいずれかにより設置されていること。 a 不燃材料（飛散するおそれのないものに限る。以下同じ。）で造られた壁、柱、床、及び天井（天井のない場所にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「専用不燃区画」という。）に設けてあること。 b 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあつては、隣接する建築物から3m以上の距離を有するか、又は、当該設備から3m未満の範囲の隣接する建築物の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられていること。																				
	11条②																								
	11条①四	専用不燃区画	換気設備	目視により確認する。	屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。																				
	11条①三の二		有効な防火区画		配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。																				
	11条①一		防水措置		水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。																				
	11条①二		出火防止・延焼拡大防止		可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。																				
			審査・検査基準		照明設備の有無	点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。																			
	11条①五		条則5条		標識	変電設備である旨の標識が設けられていること。																			
	11条④	告示11号	構造・性能	構造・性能	目視により確認する。	キュービクル式にあつては、消防総監が定める基準に適合するものであること。																			
	11条①七	条則4条	保有距離	保有距離	目視により確認する。	次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保有距離を確保しなければならない部分</th> <th style="text-align: center;">操 作 面 (前 面)</th> <th style="text-align: center;">点 検 面</th> <th style="text-align: center;">換 気 面</th> <th style="text-align: center;">そ の 他 の 面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機器名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配電盤</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">0.6</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変圧器、コンデンサーその他これらに類する機器</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">0.6</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> </tr> </tbody> </table> 備考 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。	保有距離を確保しなければならない部分	操 作 面 (前 面)	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	機器名					配電盤	1.0	0.6	0.2	/	変圧器、コンデンサーその他これらに類する機器	/	0.6	/
保有距離を確保しなければならない部分	操 作 面 (前 面)	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面																					
機器名																									
配電盤	1.0	0.6	0.2	/																					
変圧器、コンデンサーその他これらに類する機器	/	0.6	/	0.1																					
	審査・検査基準	設置方法	結線・接続 耐震措置	目視により確認する。	配線・付属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。																				



部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	可否の判定基準			
	火災予防条例	条則・告示等 (主要なもの)							
急速充電設備	11条①二		設置場所等	出火防止・延焼拡大防止	目視により確認する。	可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。			
	11条の2①一					屋外に設ける急速充電設備（全出力50kW以下のもの及び消防総監が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）は、建築物から3m以上の距離を保つこと（不燃材料で作成又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの並びに分離型のものにあつては充電ポストを除く。）。			
	11条①五	条則5条				標識	急速充電設備である旨の標識が設けられていること。		
	11条の2①十二					衝突防止	電気自動車等の衝突を防止する措置が講じられていること。		
	11条の2①二		構造・性能	構造・性能	目視により確認する。	筐体は、不燃性の金属材料で造られていること（分離型のものにあつては、充電ポストを除く。）。			
	11条の2①三					雨水等が浸入しない構造であること。			
	11条の2①五					充電開始前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行うこと。絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。			
	11条の2①六					コネクタと電気自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。			
	11条の2①七					コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないこと。			
	11条の2①八					漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知すること。異常を検知した場合には、急速充電設備が自動的に停止すること。			
	11条の2①九					構造・性能	構造・性能	目視により確認する。	電圧及び電流を自動的に監視すること。電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備が自動的に停止すること（急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつても同じ）。
	11条の2①十								異常な高温となった場合には、急速充電設備が自動的に停止すること（急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつても同じ）。
	11条の2①十一					急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作できる箇所に手で緊急停止できる装置が設けられていること。			
	11条の2①十三					コネクタの操作に伴う不時の落下を防止するための措置が講じられていること（コネクタに十分な強度を有するものを除く。）。			
	11条の2①十四					充電ケーブルを冷却するための液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造であること。液体の流量又は温度の異常を検知した場合は、急速充電設備が自動的に停止すること。			
	11条の2①一五					複数の充電ケーブルを有するものは、出力の切替えに係る開閉器の異常を検知した場合、急速充電設備が自動的に停止すること。			
	11条の2①一六					分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）が設けられていないこと。			
	11条の2②		構造・性能	構造・性能	目視により確認する。	蓄電池の電圧及び電流を自動的に監視すること。電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備が自動的に停止すること			
	11条の2②一					蓄電池は、温度の異常を自動的に検知する措置が講じられていること。			

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	可否の判定基準																	
	火災予防条例	条則・告示等 (主要なもの)																					
	11条の2 ②		設置方法	固定等		蓄電池が異常な高温となった場合には、急速充電設備が自動的に停止すること																	
	11条の2 ②二					蓄電池の異常な低温を検知した場合は、急速充電設備が自動的に停止すること。																	
	11条の2 ②三					蓄電池の制御機能の異常を検知した場合は、急速充電設備が自動的に停止すること。																	
	11条の2 ①三					堅固に床、壁、支柱等に固定されていること。																	
内燃機関を原動力とする発電設備	12条① 一		設置場所等	設置場所等	目視により確認する。	次のいずれかにより設置されていること。 a 専用不燃区画に設けてあること。 b 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあっては、隣接する建築物から3m以上の距離を有するか、又は、当該設備から3m未満の範囲の隣接する建築物の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられていること。																	
	11条① 三					専用不燃区画	換気設備	目視により確認する。	屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。														
	11条②						有効な防火区画	目視により確認する。	配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。														
	11条① 四	防水措置	水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。																				
	11条① 三の二	出火防止・延焼拡大防止	可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。																				
	11条① 一	照明設備の有無	点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。																				
	11条① 二	標識	発電設備である旨の標識が設けられていること。																				
		審査・検査基準																					
	11条① 五	条則5条																					
	11条④	告示11号	構造・性能	構造・性能	目視により確認する。	キュービクル式にあっては、消防総監が定める基準に適合するものであること。																	
11条① 七	条則4条	保有距離	保有距離	目視により確認する。	発電設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">機器名</th> <th style="width: 10%;">周囲</th> <th style="width: 10%;">相互間</th> <th style="width: 10%;">操作を行う面</th> <th style="width: 10%;">点検を行う面</th> <th style="width: 10%;">換気口を有する面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電機及び内燃機関</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>操作盤</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> 備考 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。	機器名	周囲	相互間	操作を行う面	点検を行う面	換気口を有する面	発電機及び内燃機関	0.6	1.0	/	/	/	操作盤	/	/	1.0	0.6	0.2
機器名	周囲	相互間	操作を行う面	点検を行う面	換気口を有する面																		
発電機及び内燃機関	0.6	1.0	/	/	/																		
操作盤	/	/	1.0	0.6	0.2																		
	審査・検査基準	設置方法	結線・接続 耐震措置	目視により確認する。	配線・付属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。																		

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	可否の判定基準																							
	火災予防条例	条則・告示等 (主要なもの)																											
蓄電池設備	13条①		設置場所等	設置場所	目視により確認する。	次のいずれかにより設置されていること。 a 専用不燃区画に設けてあること。 b 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあっては、隣接する建築物から3m以上の距離を有するか、又は、当該設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられていること。																							
	11条①																												
	11条②																												
	11条①四	専用不燃区画	換気設備	換気設備		屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。																							
	11条①三の二						有効な防火区画	配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。																					
	11条①一						防水措置	水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。																					
	11条①二						出火防止・延焼拡大防止	可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。																					
							審査・検査基準	照明設備の有無	点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。																				
	11条①五						条則5条	標識	蓄電池設備である旨の標識が設けられていること。																				
	11条④	告示11号	構造・性能	構造・性能	目視により確認する。	キュービクル式にあっては、消防総監が定める基準に適合するものであること。																							
	11条①七	条則4条	保有距離	保有距離	目視により確認する。	蓄電池設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%; height: 40px;">保有距離を確保しなければならない部分</td> <td style="width: 10%;">操作を行う面</td> <td style="width: 10%;">点検を行う面</td> <td style="width: 10%;">換気口を有する面</td> <td style="width: 10%;">列の相互間</td> <td style="width: 10%;">その他の面</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充電装置</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>/</td> <td>0.6</td> <td>/</td> <td>0.6</td> <td>0.1</td> </tr> </table> 備考 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。	保有距離を確保しなければならない部分	操作を行う面	点検を行う面	換気口を有する面	列の相互間	その他の面	機器名						充電装置	1.0	0.6	0.2	/	/	蓄電池	/	0.6	/	0.6
保有距離を確保しなければならない部分	操作を行う面	点検を行う面	換気口を有する面	列の相互間	その他の面																								
機器名																													
充電装置	1.0	0.6	0.2	/	/																								
蓄電池	/	0.6	/	0.6	0.1																								
	審査・検査基準	設置方法	結線・接続	目視により確認する。	配線、付属機器等は、確実に、かつ緩みがなく接続されていること。																								
		耐震措置			地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。																								

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	合否の判定基準	
	火災予防条例	条則・告示等 (主要なもの)					
ネオン管灯設備		審査・検査基準	設置場所等	設置場所	目視により確認する。	ネオン管灯及びネオン管灯回路の配線は、人が容易に触れるおそれがない場所に設け、風雪、氷雪により造管材に接近しないように堅固に固定すること。	
				点滅装置	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。</li> <li>b 保守点検が容易にでき、かつ、人が容易に触れるおそれのない場所に設けるか、覆い等の安全な処置をすること。</li> <li>c ネオン管灯設備の低圧側回路に設けること。</li> <li>d 過熱しないよう十分な容量を有しているものであること。</li> <li>e 不燃材料（ガラスを使用する場合は網入りガラスとする。）で造った箱等に収納すること。ただし、電子式の点滅装置で、点滅時火花を発生おそれのないものにあつては、これによらないことができる。</li> <li>f 屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入しない構造とするか又は有効な処置をすること。</li> </ul>	
	14条①二			ネオン変圧器	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 人が容易に触れるおそれのない場所で、かつ、風雨、風雪等により落下の危険のおそれがないように堅固に固定すること。</li> <li>b 相互間は、保守点検等を考慮して、おおむね10cm以上の離隔距離をとること。</li> <li>c 雨水等のかかるおそれのある場所に設ける場合は、屋外用のものをを用い、かつ、導線引出部が下向きとなるように設けること。 ただし、厚さ1.2mm以上の鋼板で防水措置を施した箱に収納する場合は、これによらないことができる。</li> </ul>	
	14条①五			開閉器	目視により確認する。	電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。	
	14条①四			固定	目視により確認する。	壁等を貫通する部分のがい管は、壁等に固定すること。	
	14条①三			出火防止・延焼拡大防止	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 支枠その他ネオン管灯に近接する取付材には、木材(難燃合板を除く。)又は合成樹脂(難燃性のものを除く。)を用いないこと。</li> <li>b 支わく、看板面、看板面の装飾品、チャンネル、文字面等の看板体及び看板体の支持物は、不燃性又は難燃性の防火性能を有するものとする。ただし、ネオン管、ネオン管の接続部、ネオン電線相互の接続部(以下「ネオン管等」という。)から1mを超える部分の看板面にあつては、この限りでない。</li> <li>c ネオン管等を直接外壁面に取り付ける場合、当該外壁面は難燃材料で覆うか、又は、防火上有効な遮へいをすること。ただし、ネオン管等から1mを超える外壁面にあつては、この限りでない。</li> <li>d 地上20mを超える位置に設けるネオン管灯設備は、避雷設備の有効範囲内に設けること。</li> </ul>	
		審査・検査基準					
		審査・検査基準	工事方法	開閉器	目視により確認する。	刃型開閉器及びカットアウトスイッチ等は、逆向きに取り付けないこと。	
			ネオン変圧器	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a ネオン変圧器の二次側からの配線は、他のネオン変圧器の二次側の配線と直列又は並列に接続しないこと。</li> <li>b 一分岐回路中に2個以上のネオン変圧器を設ける場合は、各ネオン変圧器ごと電氣的に分離ができるよう開閉器等を設けること。</li> </ul>		

法令根拠			検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	可否の判定基準
部位	火災予防条例	条則・告示等 (主要なもの)				
		審査・検査基準	工事方法	配線	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a がい管等を使用する場合は、がい管止めを施すこと。</li> <li>b ネオン電線には、わりがい管を使用しないこと。</li> <li>c がい管等が折損するおそれのある場所には、適当な保護を施すこと。</li> <li>d がい管からのネオン電線の取出口は、電線を損傷させないように保護措置をすること。</li> <li>e ネオン電線相互間の接続部分は、鉛スリーブ等により圧着を施し、がい管等を用いて保護すること。</li> <li>f ネオン管相互の接続及びネオン管とネオン電線の接続部分は、鉛スリーブ等により圧着を施し、造管材に接近しないように施設すること。</li> <li>g ネオン電線が看板体又は外壁等を貫通する場合は、がい管等で保護し、当該がい管等のなかでは接続点を設けないこと。</li> <li>h ネオン管とネオン管を接続する裸銅線は、直径 0.8 mm 以上の単線又はこれと同等以上の強さのより線を使用すること。</li> <li>i 配線は、煙突等の熱を発生するものから 15 cm 以上隔離すること。</li> </ul>
舞台装置等の電気設備	15条①一		設置場所等	舞台装置等又は展示装飾のために使用する電気設備	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 電灯、抵抗器その他熱を発生する設備器具は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。</li> <li>b 電灯の口金、受口等の充電部は、露出させないこと。</li> <li>c 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。</li> <li>d アークを発生する設備は、不燃材料で造った容器に入れて使用すること。</li> <li>e 回路には専用の保安装置を設けること。</li> <li>f 回路は、他の回路と共用しないこと。</li> </ul>
	15条①二			工事、農事等のために一時的に使用する電気設備	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。</li> <li>b 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。</li> </ul>
避雷設備	16条①		設置場所等	避雷設備	目視により確認する。	<p>次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a JIS A 4201 (建築物等の雷保護) 2003</li> <li>b JIS A 4201 (建築物等の避雷設備 (避雷針)) 1992</li> </ul>

凡例

審査・検査基準・・・予防事務審査・検査基準